

随意契約理由書

件名	第 50 回衆議院議員総選挙及び第 26 回最高裁判所 裁判官国民審査にかかる読取集計機
契約の相手方	株式会社ムサシ 大阪支店 (東大阪市長田中 3 丁目 6 番 1 号)
根拠法令	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
随意契約理由	<p>本物品は開票所において選挙人が投票した投票用紙を正確に読取り、集計するものです。</p> <p>現在、選挙管理委員会事務局が保有する 8 台は候補者と政党等を分類するために使用しています。</p> <p>今回、最高裁判所裁判官国民審査用として、保有する機器と操作性及びメンテナンス性が同一であり機器運用の一貫性が確保できること、また、各選挙時においては、限られた期間の中で全機を事前に保守、点検しており、同一メーカーの機種で統一することが、運用面や経費の節減に資するものです。</p> <p>併せて、本物品を製造、直接販売している事業者は株式会社ムサシのみであることから随意契約を締結するものです。</p>
備考	